

徳島県病院局管理規程第十号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年七月三十一日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程

徳島県病院局組織規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の中央病院の項を次のように改める。

中央病院	医療局
	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病・代謝内科 外科 消化器外科 呼吸器外科 乳腺・内分泌外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線診断・IVR科 放射線治療科 病理診断科 臨床検査科 救急科 麻酔科 歯科口腔外科 臨床腫瘍科

附 則

この規程は、令和六年八月一日から施行する。

地域医療科
総合診療科
急性期リハビリテーション科
感染症内科
集中治療科
薬剤局
薬剤科
医療技術局
検査技術科
放射線技術科
リハビリテーション技術科
臨床工学科
管理栄養科
看護局
事務局